

## 校 則

### 1 制服について

登下校の際は、平日、休日を問わず、下記の制服着用規定を厳守すること。

制服着用規定

【夏季】 5月から10月

男子…本校指定カッターシャツまたはポロシャツ。

制服のスラックス。ベスト、セーター、カーディガン着用での登下校可。

女子…本校指定カッターシャツまたはポロシャツ。

制服のスカートまたはスラックス。ベスト、セーター、カーディガン着用での登下校可。

【冬季】 11月から4月

男子…本校指定カッターシャツとネクタイ（常時着用）、ブレザーとスラックス

女子…本校指定カッターシャツとネクタイまたはリボン（常時着用）、ブレザーとスカートまたはスラックス

※補助防寒具（指定なし）は登下校時のみ体調・天候等を考慮して使用してもよい。

又、セーター、カーディガン類の色は、黒・紺・グレーとし、単色、柄なしとする。

※スカートの丈を短くする等（制服の変形）は買いなおしの対象となり、変形したスカートは学校で預かる。

※譲り受けたスカートを使用する場合、スカート丈は「膝頭の中央」に合わせること。

※フードのついた衣類やトレーナーの着用は認めない。

### 2 登校・下校について

< 登校・下校時間 >

登校…午前 8 時 30 分（この時刻以後は遅刻）

午前 8 時 35 分（S H R）

始業…午前 8 時 45 分（1 時間目の始まり）

終業…午後 3 時 30 分（6 時間目後、終礼の終わり）7 時間目や補習、臨時の集会等が入ることがある。

下校…午後 5 時 00 分

許可を得た部活動やその他の活動は延長されることがある。

交通ルール、マナーを遵守し安全に、他人の迷惑にならないようにすること。

生徒自身が運転する単車・自動車（電力を主動力とする電動モビリティも含む）

による通学は一切認めない。特別な理由により保護者に送迎される以外、友人や知人に同乗して通学することも認めない。また、制服を着用したままの乗車は、通

学で使用していると思なす。以上の事柄は特別指導の対象である。

### 3 欠席・遅刻・早退について

- ・欠席、遅刻の場合は、保護者から担任（学校）に学校連絡網を利用し、連絡すること。学校連絡網による連絡が難しい場合は、電話により連絡すること。ただし、定期考査中は電話で連絡すること。
- ・原則として、登校後の外出や早退は認めない。やむを得ない場合は、必ず担任の許可を受けること。無断早退、授業の無断欠課、無断外出は特別指導の対象である。

※急病などの早退については、必ず担任の許可を受けてから下校すること。その際は保護者に本手帳「連絡欄」または「用紙」を確認、押印してもらい、後日、担任まで提出すること。

- ・遅刻で登校した場合は、『生徒指導室』で「遅刻票」の発行を受けて、教科担当の先生に提出して、教室に入ること。

※ 8:30 ～ 8:45 に登校し校門でチェックされ遅刻票を受け取った生徒は直接、教室へ行き担任または教科担当の先生に遅刻票を渡す。

※登校時の遅刻以外の授業における遅刻も同様に扱う。

- ・遅刻の指導は、授業日数により年間を 5 つのクールに分け累積回数（授業遅刻を含む）により、指導する。（担任から嚴重注意及び反省文）指導を繰り返す場合、早朝登校指導や特別指導の対象となる。

### 4 アルバイトについて

学校生活を大切にするため、アルバイトは原則しない。1年次1学期保護者懇談会までに経済的な理由でやむを得ずアルバイトをしなければならないものは、担任と相談の上、アルバイト届の提出が必要である。

### 5 頭髪等身だしなみについて

本人の自毛の「自然な状態」を保つこと。「染色」・「パーマ」等は一切、厳禁である。判明した場合は、元の「自然な状態」に直させる指導を行う。指導に従えない場合は特別指導の対象となる。

化粧・マニキュア・口紅等を施すような学校生活に不必要なことも禁止である。また、「ピアス・ネックレス」等の装飾品についても厳禁である。身につけている場合は学校で預かる。

### 6 通学鞆・上履きについて

ハイヒール・サンダル・スリッパ・ブーツなどでの通学は認めない。上履き（スリッパ）および体育館シューズは、指定のものとする。

## 7 携帯電話について

携帯電話等の授業中・考査中の使用は厳禁である。授業中の使用は、段階をおって指導する。

## 8 飲酒・喫煙について

飲酒・喫煙は厳禁である。マッチ・ライター等の喫煙具・たばこの所持及び飲酒者・喫煙者との同席も特別指導の対象である。

## 9 エレベーターについて

エレベーターの設置目的を十分理解した上で、その使用については、必要とする場合は許可を得ること。

## 10 SNS等、インターネットを用いた書き込みについて

・人を傷つける、不利益を与える、不快な思いをさせると思われる書き込みや写真、動画等の投稿は絶対にしない。また、それらを拡散する行為も同様である。これらの事柄は特別指導の対象である。

## 12 自転車通学について

・指定のステッカーを自転車の見えやすい箇所に貼り付けること。道路交通法の改正に基づき、雨天時は必ずレインコートを着用し、傘をさしての運転は行わないこと。(また、安全のために自転車乗車時のヘルメット着用などの安全策を講じることを推奨する。) マナーやルールを守って自転車に乗車すること。また、交通反則通告制度の対象となるいわゆる青切符違反行為をはじめとしてマナーやルールを守って自転車に乗車すること。

## 13 その他

- ・いかなる暴力も、その行使は一切認めない。(→特別指導)
- ・ナイフ等の危険物を校内に持ち込まない、所持しない。(→特別指導)
- ・金銭、物品の貸借はしないこと。  
必要以上に多額の金銭は、持って来ないこと。貴重品は常に身につけ、盗難、紛失に注意すること。
- ・金銭、物品を紛失または拾得した場合は、速やかに届けること。  
届出《本人→担任または生徒指導部》
- ・建物、器具は大切に取り扱い、破損した時はただちに届けること。また、落書きは絶対にしないこと。  
届出《本人→担任または生徒指導部》

事由、原因によっては特別指導の対象になる。

- ・掲示物は生徒指導部または生徒会の許可を得なければならない。
- ・校舎内では静粛にし、一切の球技を禁止する。
- ・スマートフォンやパソコン等の電子機器の充電やヘアアイロンの使用等、学校内の電気を個人の目的で使用することは他の公共の場と同様、盗電になるので厳禁である。また、発火の危険性のある物(コードレスヘアアイロン等)の持ち込みも厳禁である。
- ・食堂は皆が気持ちよく利用できるように、お互いに譲り合い、セルフサービスを守ること。
- ・土曜・日曜、休日は一般生徒の登校を禁止する。顧問付き添いのもとの部活動は必要書類の提出をもって、活動を認める。また、クラス活動等も担任の先生の付き添いが必要である。

各法律・法令等を遵守するのはもちろんであるが、高校生としての守るべきマナーやルール、エチケットをわきまえ、門真なみはや高校という組織、集団の一員である自覚と誇りを持ち「責任をとれる行動」ができるように努力すること。

※法律、法令違反は特別指導を行う。その他、問題行動に対して特別指導を行う。